

令和2年第2回日高市農業委員会議事録

|      |              |        |     |      |        |     |
|------|--------------|--------|-----|------|--------|-----|
| 開催月日 | 令和2年1月24日(金) |        |     |      |        |     |
| 開催場所 | 日高市役所 301会議室 |        |     |      |        |     |
| 開催時刻 | 午後1時30分      |        |     |      |        |     |
| 閉会時刻 | 午後3時30分      |        |     |      |        |     |
| 議長   | 福井 一洋        |        |     |      |        |     |
|      | 議席番号         | 氏名     | 出欠席 | 議席番号 | 氏名     | 出欠席 |
| 農業委員 | 1            | 森谷 進   | 出席  | 8    | 吉原 一雄  | 欠席  |
|      | 2            | 島村 実   | 出席  | 9    | 梅澤 三子  | 出席  |
|      | 3            | 福嶋 輝幸  | 出席  | 10   | 清水 典子  | 出席  |
|      | 4            | 鳴河 のり子 | 出席  | 11   | 江連 喜美  | 出席  |
|      | 5            | 横田 拓也  | 出席  | 12   | 小岩井 義則 | 出席  |
|      | 6            | 浅田 カヨ子 | 出席  | 13   | 道谷 淳史  | 出席  |
|      | 7            | 松田 浩幸  | 出席  | 14   | 福井 一洋  | 出席  |

|         |   |
|---------|---|
| 議事関係出席者 |   |
| 事務局     | 事務局長 小鹿野 高光 主幹 市川 徹 主査 大森 充浩<br>主事 榎 有也   |
| 傍聴人     |   |
| 議事      | <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第4 議案第5号 農用地利用配分計画(原案)の決定について</p> <p>日程第5 議案第6号 特定農地貸付けの承認について</p> <p>日程第6 議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱について</p> <p>日程第7 専決処分の報告について</p> <p>その他</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>議 長</p>  | <p><b>日程第1 議事録署名委員の指名</b></p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は1番、2番をお願いします。</p>  |
| <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>   | <p><b>日程第2 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</b></p> <p>日程第2 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>20日に現地確認をしました。申請地は、市役所から市役所通りを北に200m程進み、市役所通りから30m程東に入った先、〇〇自動車の北側に位置します。現地の状況は、草等の手入れがしてあり、保全管理されていました。</p> <p>譲受人は現在、アパートにて家族3人で生活しています。子どもの成長に伴い、家財道具なども増え、生活スペースに手狭となってきたため、住宅を建てる計画をし、今回の申請に至っています。</p> <p>申請地を選定した理由ですが、妻の実家の周辺で家を持ちたいとの思いから、土地を探していたところ、妻の両親から当該申請地を勧められたとのことです。当該申請地は実家から200m程の位置であり、お互いを支え合えることができるなど、住宅を建てる場所としては、好条件であることで選定しています。</p> <p>申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われます。</p> |
| <p>議 長</p> <p>12番</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> | <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>申請地は市街化区域と市街化調整区域のどちらですか。</p> <p>市街化調整区域です。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>  |
| <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>   | <p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>20日に現地確認をしました。申請地は、県道飯能寄居線上の北平沢の信号から寄居方面に300m程進み、北平沢公会堂手前の道を西に100m程進んだ先に位置します。</p> <p>現地の状況は、地番〇〇〇番〇については、草刈実施後の状況で、地番〇</p>  |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>〇〇番〇については、草が1 m程伸びている状況でした。</p> <p>譲受人は、東京に本社を置き、自然エネルギーを利用した発電施設の運営事業等を行う事業者です。事業者は、国の政策として進められている地球温暖化対策として再生可能エネルギーの普及を担い、温室効果ガスの削減に取り組むことで、電力自給率の改善に寄与することを事業目的としています。</p> <p>今回、申請に至った経緯については、埼玉県内西部地区方面で太陽光事業を行う計画があり、現在、東松山市に1箇所、日高市の〇〇地内でも発電施設を設置する予定です。また、発電施設を設置する土地の選定については、1箇所あたり年間70,000kw以上の発電を計画しており、この発電量が賄える設備を設置するためには、土地面積1,500㎡以上が必要となります。</p> <p>譲受人において、この面積が確保できる土地を農地及び山林以外を優先して検討しましたが、条件に見合う土地が見つからず、やむを得ず、農地を選択し当該申請地の所有者との交渉等の理由から土地を選定しています。なお、設置する太陽光パネルは324枚、周囲にフェンスを設置する計画です。</p> <p>申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的は妥当であると思われます。質疑がありましたらお願いします。</p> <p>太陽光に関する市の条例では、どのような扱いになっていますか。</p> <p>申請地については森林保全区域に該当しないため、市長の同意が必要ない案件となっています。</p> <p>隣接農地の所有者から同意を得ていますか。</p> <p>はい。同意を得ています。</p> <p>2種農地で、営農型ではない太陽光発電が設置できるということですか。</p> <p>はい。恒久的に使用する太陽光発電施設を設置することが可能です。</p> <p>同じような案件が、次々と申請されないか心配です。</p> <p>こちらの案件は、県との事前調整に約4ヶ月要しています。太陽光事業については、慎重に調整されますので、次々と申請されることはないと思われます。</p> <p>譲受人の実績を教えてください。</p> <p>東松山市で設置している発電施設では、適正に運営されていると聞いています。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p> <p>事務局より3番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> |
| 議長  |  |
| 3番  |  |
| 事務局 |  |
| 3番  |  |
| 事務局 |  |
| 1番  |  |
| 事務局 |  |
| 3番  |  |
| 事務局 |  |
| 3番  |  |
| 事務局 |  |
| 議長  |  |
| 委員  |  |
| 議長  |  |
| 委員  |  |
| 議長  |  |
| 議長  |  |
| 事務局 |  |
| 議長  |  |

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| <p>事務局</p>                            | <p>20日に現地確認をしました。申請地は、県道川越日高線を巾着田から秩父方面に進み、鹿台橋手前の市道を北に入り、500m程進んだ先に位置します。</p> <p>現地の状況は、草等の手入れがしてあり、保全管理されていました。</p> <p>譲受人は現在、実家にて親も含め家族4人で生活しています。譲受人の子ども2人が高校生であり、子どもの部屋もないことなどから、生活スペースに手狭となってきたため、住宅を建てる計画をし、今回の申請に至っています。</p> <p>当該申請地を選定した理由ですが、住み慣れた現在の住まいから近いこと、親の面倒がみれることなどを検討した結果、実家の隣にある母親が所有する当該申請地を選定したとのことです。</p> <p>申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われ</p>   |
| <p>議長<br/>委員<br/>議長<br/>委員<br/>議長</p> | <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>  |
| <p>議長<br/>事務局<br/>議長</p>              | <p>事務局より4番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>  |
| <p>事務局<br/>議長</p>                     | <p>20日に現地確認をしました。申請地は、高萩北中学校の北東に位置します。現地の状況は、地番〇〇〇番〇、〇〇〇番〇については、草等の手入れがしてあり、保全管理の状況、地番〇〇〇番については、きれいに耕運してありました。</p> <p>当該申請は、農振農用地からの除外から計画されているもので、令和2年1月に除外認可を受けています。譲受人は、栃木県宇都宮市に本社を置き、主に自動車部品の設計及び製造を行う事業者です。工場については、宇都宮市と日高市に存在します。譲受人の事業内容において、日高市にある埼玉工場を主力として稼働させていることから、取引先からの需要も多く、現在の工場では製造量及び保管スペースに不足を生じている状況であるため、既存敷地内で新規に工場及び倉庫を建築する計画を立てています。この新規工事の影響から、既存の従業員用駐車場敷地も工事等に利用されることから、駐車場に不足が生じてしまうため、今後の従業員用駐車場、会社所有車両等の駐車場用地を確保するため、今回の申請に至っています。なお、駐車場台数は109台分としています。</p> <p>申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われ</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>12 番<br/>事 務 局</p>                               | <p>1 反当たり約 50 台駐車できる場合もありますが、なぜ、これだけの面積を転用しなければならないのですか。</p> <p>既存敷地が 18,000 m<sup>2</sup>程あり、一体とした計画とされる関係から、緑地帯を設ける必要があり、そのため、駐車場内を緑地で囲う計画となっています。緑地分と通路分を引いた、残りの面積で駐車台数が 109 台分になるとのことです。</p>   |
| <p>12 番<br/>事 務 局<br/>3 番</p>                       | <p>条例などで緑地の設置する割合は決められているのですか。</p> <p>はい。都市計画法上で 3%以上、県の条例で 25%以上と定められています。</p> <p>12 番が発言された、駐車台数が 1 反当たり約 50 台の根拠を教えてください。</p>   |
| <p>12 番<br/>3 番</p>                                 | <p>こま川団地周辺の駐車場台数を根拠にしています。</p> <p>車幅と駐車面積を計算すると 1 反当たりで約 50 台はかなり狭いと思います。</p>  |
| <p>12 番<br/>議 長<br/>委 員<br/>議 長<br/>委 員<br/>議 長</p> | <p>あくまでも、一例です。今回の計画については、わかりました。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>   |
| <p>議 長</p>  | <p><b>日程第 3 議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）の決定について</b></p> <p>日程第 3 議案第 4 号農用地利用集積計画（案）の決定について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p>  |
| <p>事 務 局<br/>議 長<br/>事 務 局</p>                      | <p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>本日の午前中に現地確認をしました。申請地の殆どは耕運されており適正に管理されていましたが、1 筆のみ高さ 1.5m ほどの枯草がある状態でした。</p>  |
|   | <p>当該申請は、農地中間管理事業に基づく利用集積であり、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が所有者から利用権の設定を受けて、その後、担い手へ貸付を行うものであります。なお、当該申請は平成 22 年に設定されたものであり、今回、設定期間及び権利の種類を変更するため、一度解約をし、再度利用権を設定するものです。変更内容につきましては、設定期間を 6 月 10 日から 10 年間だったものを 4 月 1 日から 10 年間へ変更、そして、権利の種類を使用貸借から賃貸借へ変更となります。</p> <p>また、貸付する担い手につきましては、次の議案にて審議となります。</p> <p>申請地につきましては、筆数が多いため、事前に配布させていただいた案内図等でご確認いただきたいと思いますが、場所は女影及び中沢地内にあり、所有者 29 名、筆数 42 筆、面積 57,877 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>まずは、農地中間管理機構への利用権設定につきまして、ご審議をお願い</p> |

議 長  
13 番  
事 務 局

いたします。

質疑がありましたらお願いします。

賃貸借へ変更となった理由は何ですか。

平成 22 年の利用権設定時は、基盤整備事業を行ったため、担い手に金銭的な負担がかかるとの理由から使用貸借で契約しています。今回は特にそういった事情がないため、賃貸借で契約することになりました。

議 長  
委 員  
議 長

質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

委 員  
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

議 長  
事 務 局

#### 日程第 4 議案第 5 号 農用地利用配分計画（原案）の決定について

日程第 4 議案第 5 号農用地利用配分計画（原案）の決定について審議に入ります。事務局より説明をお願いします。

先程、承認を受けました農地中間管理機構が利用権設定を受けた農地につきまして、貸付をする担い手が議案の借受け希望者となります。

配分計画は、農地中間管理機構が借受けた農地について、その農地を借りたいと希望を申出た者に配分するものです。法律に基づき農地中間管理機構が希望者へ配分する計画について、農業委員会に意見を求めるものです。

借受人の〇〇〇〇は、市内で酪農を経営する農地所有適格法人であり、現在、市内では約 9 ha の農地で飼料用作物を栽培し、牧場では約 200 頭の乳牛を飼育しています。

農地利用配分計画につきまして、計画内容のとおりでよろしいか、ご審議をお願いいたします。

議 長  
6 番  
事 務 局

質疑がありましたらお願いします。

10 年間の契約で年間 3,000 円の賃料ですか。

年間 1 反あたり 3,000 円の賃料となります。

議 長  
委 員  
議 長

質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案について、意見なしでよろしいでしょうか。

委 員  
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は意見なしで回答します。

議 長

#### 日程第 5 議案第 6 号 特定農地貸付けの承認について

日程第 5 議案第 6 号特定農地貸付けの承認について審議に入ります。

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>事務局</p>         | <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>当該申請は、市民農園開設を目的とした特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく特定農地貸付けの承認申請について、農業委員会に承認を求めるものです。</p> <p>特定農地貸付けとは、家庭菜園等の趣味的な利用を目的に一定の条件のもと、相当数の方を対象に農地を貸し付ける制度となります。開設された農地は市民農園と呼ばれています。</p> <p>申請地については、案内図をご覧ください。申請地は中沢の向郷集落センターを北東方面に進み、700mほど進んだところの左手に位置します。現在は、背丈の低い枯草が多少ある状態でした。</p> <p>申請の経緯については、土地所有者が自ら農地を管理することが難しくなり、また、近隣に貸借を希望する農業者もおらず、農地を有効活用したいという理由から申請に至っています。</p> <p>詳細につきましては、本日、お配りした市民農園事業計画書、特定農地貸付協定、特定農地貸付規定、区画図面に記載されている通りとなります。はじめに、市民農園事業計画書ですが、こちらは開設する農園の所在や事業内容をまとめたものとなります。次に特定農地貸付規定ですが、こちらは具体的な運営に係る条件等が記載された書類となっております。次に特定農地貸付協定ですが、こちらは日高市と開設者との間で締結された適切な農地の管理等についての取り決めが記載された書類となります。</p> <p>市民農園開設について、ご審議をお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p>          | <p>質疑がありましたらお願いします。</p>   |
| <p>3番<br/>事務局</p>  | <p>成年後見人についての詳細を教えてください。</p> <p>土地所有者が自分の財産管理が難しいとのことで、平成29年に選任されています。</p>  |
| <p>13番<br/>事務局</p> | <p>駐車場はありますか。</p> <p>近所にある高萩団地の住民が利用すること想定しているため、駐車場は設置しないとのことです。</p>   |
| <p>3番<br/>事務局</p>  | <p>隣接地は農地ですか。</p> <p>はい。</p>  |
| <p>3番<br/>事務局</p>  | <p>隣接土地所有者からの同意は得ていますか。</p> <p>開設について、同意は必要とされていないため、同意は得ていません。</p>   |
| <p>4番<br/>事務局</p>  | <p>開設申出者と管理人の年齢を教えてください。</p> <p>開設申出者は〇〇歳です。管理人はおそらく〇〇代後半くらいの方だと思われます。</p>  |
| <p>13番<br/>事務局</p> | <p>市民農園を開設するためには、必ず、何らかの手続きをしなければならないのですか。</p> <p>開設する方法が3つありますが、そのうち2つの方法では、市を介した手続きをする必要があります。</p>  |
| <p>13番</p>         | <p>手続きをせずに市民農園を開設していると思われる土地がありますが、ど</p>  |

|   |  |
|---|--|
| 事務局   | <p>うなりますか。</p> <p>市民農園と思われる場合は指導の対象となりますので、調査させていただきます。</p>  |
| 議長  | <p>質疑がありましたらお願いします。</p>  |
| 委員  | <p>ありません。</p>  |
| 議長  | <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件について、承認することよろしいでしょうか。</p>  |
| 委員  | <p>異議なし。</p>   |
| 議長  | <p>異議なしと認めます。本件は承認と決しました。</p>  |
| <p><b>日程第6 議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱について</b></p> |  |
| 議長  | <p>日程6 議案第7号農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。はじめに事務局より評価基準について、説明をお願いします。</p>   |
| 事務局   | <p>&lt;説明&gt;</p>  |
| 議長  | <p>質疑がありましたらお願いします。</p>  |
| 委員  | <p>ありません。</p>  |
| 議長  | <p>意見等がないようでしたら、この評価基準で委嘱者を選出したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>  |
| 委員  | <p>異議なし。</p>   |
| 議長  | <p>異議なしと認めます。それでは、評価基準の（案）を消していただき、この基準に基づいて、委嘱者を選出したいと思います。事務局より農地利用最適化推進委員の候補者について説明をお願いします。</p>   |
| 事務局   | <p>&lt;説明&gt;</p>  |
| 議長  | <p>事務局から説明がありましたが、評価基準に基づき区域ごとに1名の選出をしたいと思います。まず、担当区域の1、3については、1名の公募結果となっていますので、その1名について評価を行い、選出をしたいと思いますが、いかがでしょうか。何か質疑、意見がございましたらお願いします。</p> |
| 4番  | <p>候補者の職業を教えてください。</p>   |
| 事務局   | <p>候補者Aは音楽家、候補者Bは農業、候補者Cは農業、候補者Dは造園業、候補者Eは無職、候補者Fは農業、候補者Gは無職ですが、〇〇中学校の特別支援教育補助員を務めています。候補者Hは無職です。</p>  |
| 3番  | <p>担当区域6の委員はどのように選出しますか。</p>   |
| 事務局   | <p>担当区域2、4、5で選出されなかった方の中から選出したいと考えています。</p>  |
| 10番   | <p>担当区域を希望したうえで応募されているのですか。</p>  |
| 事務局   | <p>はい。担当区域ごとに候補者が応募しています。</p>  |
| 議長  | <p>質疑、意見がございましたらお願いします。</p>  |
| 委員  | <p>ありません。</p>  |
| 議長  | <p>質疑、意見なしと認めます。担当区域1については候補者A、担当区域3については、候補者Dとします。</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>委 員<br/>事 務 局</p>                                  | <p>続いて、担当区域の2、4、5についてですが、2名ずつの公募結果となっています。各候補者の評価を行い、1名ずつ選出したいと思います。評価基準に基づき評価した結果が資料2のとおりとなっています。評価の結果から判断しますと、先ず、担当区域2については候補者B、担当区域4については候補者Fが適任と思われませんが、いかがでしょうか。また、担当区域5については評価が同等です。どちらが適任であるかを審議したいと思います。質疑、意見がございましたらお願いします。</p>  |
| <p>10 番<br/>事 務 局<br/>6 番<br/>議 長<br/>委 員<br/>議 長</p> | <p>担当区域2、4については、ありません。</p> <p>担当区域5の候補者について、補足いたします。候補者Gは元〇〇市の職員であり、農業関連の部署も経験していると聞いています。候補者Hは金融機関で働いた経験があるとのこと。どちらの候補者もサラリーマンとして勤めていたことで、地域に何も恩返しできていないとの気持ちから、今回、応募しています。</p> <p>担当区域5の候補者は、どちらも市内の方ですか。</p> <p>候補者Gが大谷沢、候補者Hが馬引沢にお住まいです。</p> <p>候補者Gが適任であると思います。</p> <p>只今、候補者Gが適任であるとの意見がありましたが、いかがでしょうか。異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。それでは、担当区域2については候補者B、担当区域4については候補者F、担当区域5については候補者Gとします。</p> |
| <p>3 番<br/>1 番<br/>事 務 局<br/>9 番<br/>議 長</p>          | <p>続いて、担当区域6については、応募者がいませんでした。このことから、現時点で選出されていない者から選出したいと思います。なお、選出するにあたっては、評価の結果、担当区域への適任性などを考慮する必要があります。選出について、意見をお願いします。</p> <p>点数が高い、候補者Eが適任であると思います。</p> <p>候補者Eを引き続き担当区域4で、候補者Fを担当区域6にするのはどうですか。</p> <p>担当区域を希望しての応募であるため、公平性に欠けてしまいます。</p> <p>担当区域6に住んでいる候補者Hが適任であると思います。</p> <p>只今、候補者Eと候補者Hが適任であるとの意見がありましたが、いかがでしょうか。</p>  |
| <p>委 員<br/>議 長<br/>委 員<br/>議 長</p>                    | <p>&lt;候補者Hが適任であるとの意見が多数&gt;</p> <p>候補者Hが適任であるとの意見が多いようなので、候補者Hを選出することで、いかがでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。それでは、担当区域6については候補者Hとします。</p> <p>以上、選出した6名を農地利用最適化推進委員として委嘱することによってよろしいでしょうか。</p>  |
| <p>委 員<br/>議 長</p>                                    | <p>異議なし</p> <p>異議なしと認めます。選出した6名を農地利用最適化推進委委員に委嘱す</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | <p>ることで決しました。農地利用最適化推進委員については、2月3日に委嘱式を行い、2月の総会から出席をしていただく予定です。</p> <p><b>日程第7 専決処分の報告について</b></p> <p>日程第7専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。ありません。</p> <p>以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p> |
|-----|--|

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印